

奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十一号

奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例

奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良春日野国際フォーラム条例

第一条中「奈良県新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に、「新公会堂」を「国際フォーラム」に改める。

第二条第一項並びに第二項第一号、第三号及び第五号並びに第四条第一項並びに第六条中「新公会堂」を「国際フォーラム」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の奈良県新公会堂条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の奈良春日野国際フォーラム条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例（平成二十六年十二月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良春日野国際フォーラム条例の一部を改正する条例

本則及び附則第二項中「奈良県新公会堂条例」を「奈良春日野国際フォーラム条例」に改める。